

区民の歌「としま 未来へ」が 完成しました



大賞受賞者の声

今井さん

「驚きとうれしさで一杯です。さださん
に選ばれて感激しています」

佐藤さん

「夢のような気持ちです。さださんの素晴らしい曲により、区民の皆さんに末永く愛され、歌い継がれてほしいです」

※歌詞は、さださんが、大賞作品を合作し、加筆しています。

※関連記事 2 面

施設名	所在地
区庁舎	東池袋1-18-1
東部区民事務所	北大塚1-15-10
西部区民事務所	千早2-39-3
中央保健福祉センター	東池袋1-39-2 区役所別館1階
東部保健福祉センター	南大塚2-36-2
西部保健福祉センター	要町1-5-1
駒込図書館	駒込2-2-2
巣鴨図書館	巣鴨3-8-2
中央図書館	東池袋5-39-18
上池袋図書館	上池袋2-45-15
池袋図書館	池袋3-29-10
雑司が谷図書館	雑司が谷3-1-7
目白図書館	目白4-31-8
千早図書館	千早2-44-2
駒込社会教育会館	駒込2-2-2
巣鴨社会教育会館	巣鴨4-15-11
南大塚社会教育会館	南大塚2-36-1
雑司が谷社会教育会館	雑司が谷3-1-7
千早社会教育会館	千早2-35-12
青年館	池袋2-35-5

「わたしの便利帳」

平成15年版を 配布しています

区の様々なサービスや暮らしの情報まとめた「わたしの便利帳」を新たに作成しました。この便利帳は、区庁舎をはじめ、区内20か所の施設（左表）で配布しています。

ご希望の方は、お近くの施設窓口をご利用ください。

※ 1月27日(月)～31日(金)には区
庁舎1階に特設配布窓口を設置
します。

区制施行70周年を記念して区民の歌を制作しました。豊島区が夢と希望に輝き、明るい元気なまちであることをイメージして、曲名を「としま 未来へ」としました。

1月13日祝、東京芸術劇場で、「区民の歌発表会＆さだまさしミニコンサート」(写真)が開催されました。

第一部では、一般公募で大賞を受賞した今井英昭さん（新宿区在住）、佐藤有弘さん（杉並区在住）の表彰式とさださん自身が歌う「としま 未来へ」が披露されました。

皆さんで歌い継いでいきましょう。

◆詳細…文化藝術施策調整係 3981 - 1270

としま 未来へ

作詞 今井 英昭
佐藤 有弘
橋作詞・作曲 さだまさし

いつもささやくこえがする ゆめはかならずかなうから
 そめいよしのとつづじのはなとかぜと一ひかりがあうまち
 のまちにくらすよろこびーあいとしあわせそだてながらとう
 きょうふるさととしまーみらいへとはなさけとう
 きょうふるさととしまーあたたかいあした

三、

いつももぐくもり忘れない
 過去と未来の交差点
 鬼子母神からとげ抜き地蔵
 こころぶれあい出会い街
 この町に生きるよろこび
 知恵と勇気を信じながら

東京ふるさと 豊島 未来へと花咲け
 東京ふるさと 豊島 たくましい笑顔
 人と願いが出会い
 憂の向こうにサンシャイン
 辛いときこそ空を見る
 この町に咲いたよろこび
 生命と誇り輝くように

東京ふるさと 豊島 未来へと花咲け
 東京ふるさと 豊島 たくましい笑顔
 あれくれる希望
 未来へと花咲け
 あれくれる希望

*区民の歌「としま 未来へ」の歌詞に関する著作権は、豊島区に帰属しています。

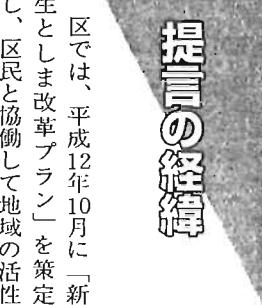
よりよい地域づくりへの提言 パートナーシップの確立に向けて

「区民と行政とのパートナーシップ会議」から 提言を受けました

住民と自治体の関わり方として、「協働」という言葉がしばしば使われます。区は、区民との協働を積極的に進め、新たな区政運営システムを確立していきたいと考えています。現在区が策定中の基本構想・基本計画においても、この考え方を中心的な課題として位置づけていく予定です。

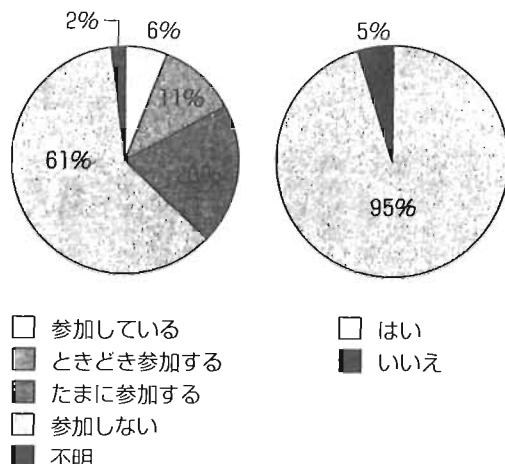
今回の提言は、これから地域づくりと区政運営に関する区民の意見をまとめたものです。この中では、「協働」を「パートナーシップ」という言葉で整理しています。

◆詳細…地域振興担当係 ☎ 3981-0479



豊島区住民意識意向調査

【問】あなた自身は、町会や自治会、子ども会、ボランティアなどの地域活動に参加していますか。



【問】今後、地域活動をする時間を増やしたいとお考えですか。



地域活動団体相互の交流とネットワークづくり

「地域活動団体」と一口に言つても、ボランティア団体のほか、町会などの地縁団体、学習団体、スポーツ団体など様々な団体があります。これらの団体が、日常的な交流を行う中で、今までの地域活動がさらに広がりを持ち、新しい活動へと発展していく可能性があります。このため、地域活動団体相互の交流やネットワークづくりを推進することが必要です。

③ 地域活動団体の人材育成

に向け、その基本理念や役割分担を明確にするため、区に対して条例の制定を要望します。

② 地域活動団体相互の交流・ネットワークづくりの推進



センターは公設民営とし、区から施設を提供してもらつたうえで、地域活動団体や区民が自ら運営していきたいと思いま

す。(左上図参照)

① 地域活動団体の活動拠点の設置

活動拠点として、「パートナーシップセンター」(仮称)の設置を希望します。センターは、区民が気軽に立ち寄り利用することができるよう、既存の区施設や商店街の空き店舗を活用して、身近な地域に複数設置します。

区では、平成12年10月に「新生としま改革プラン」を策定し、区民と協働して地域の活性化に努めています。その一環として、平成13年7月、地域で活動している団体の代表者や公募区民からなる「区民と行政とのパートナーシップ会議」を設置しました。会議では、2年間かけて、区民とのパートナーシップによる地域づくりを進めるため、区民の地域活動に向けた基本的方向とそのあり方を検討してきました。

このたび、「よりよい地域づくりへの提言」パートナーシップとは言えません。一人づつの准立に付けて一と題する提

• 行政によるサービスの枠を越えて、地域活動団体による公益的な活動が行われ始めています。

• 特別支が基礎的自台本としている人たちがたくさんいます。このような人たちが、気軽に地域社会と関わる必要があります。

区の姿勢や仕組みの見直し

区の主導の下で、区政に参加協力するだけでは、パートナーシップとは言えません。一人づつが自分自身、決定し、実

る人材とは

企画・広報、コンピュータ業務等)

ア 地域の人々に対する情報提供の機会を増やす

イ 地域活動団体の構成員等に対し、必要な応じて講習会等を実施する

公開の推進

団体情報のベース化

報紙の発行

底の効果的

⑤ 地域活動団体の情報収集

区内には様々な団体があるといふことを区民や地域の人たちにPRするとともに、各団体が団体としての情報公開を進めることができます。

パートナーシップを進めるうえでは、区民や地域活動団体、区とがそれぞれの立場や特性を正しく理解することが必要です。区が一方的に指示・命令をするような関係ではパートナーシップとは言えません。対等な立場で相互が納得するまで議論し、合意を形成するというプロセスが重要なのです。

提言をご覧になれます



わが家の健康

ウイルス性肝炎

肝臓は、消化を助ける液を出したたり、血液中の悪い物を壊したり、栄養分を貯えたりする大切な臓器です。

肝臓をつくっている細胞が壊れて、肝臓の動きが悪くなる病気が肝炎です。

肝炎はウイルス感染によるものが約80%です。

ウイルスにはA・B・C・D・E型が確認されています。それぞれが移って肝炎になったときの体の様子は異なり、A型肝炎、B型肝炎、C型肝炎などといわれています。

(豊島区医師会提供)

主な肝炎のうち、A型は食べ物や水から移り、B型、C型は血液から移ると考えられています。

B型・C型肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状が現れないことがあります。慢性化しやすく、慢性肝炎、肝硬変、さらには肝がんに進展していくこともあります。

平成14年度から区の住民健診（節目健診、高齢者健診）にB型・C型肝炎ウイルス検査が新たに導入されました。

肝炎ウイルスに感染していることが分かったら、かかりつけ医もしくは専門医で受診してください。定期的に血液検査や画像診断などで肝炎の状態のチェックや指導を受け、健康管理に努め、必要に応じて適切な治療を受けましょう。

この提言での「パートナーシップ」とは、地域の諸団体と行政とが、自立したパートナーとしてお互いを認め、社会的目的の実現に向け協議し政策を提言したり、それぞれの団体がもつ多様な専門性や技術を活かして、共通する課題の解決やサービスの提供などの活動を行ったりすることです。パートナーシップが求められている背景は次の通りです。

● 地域での社会活動に主体的に積極的に参画したいという人々

区内には、地域社会との関わりを生み出する「仕組みづくり」

パートナーシップを確立するため、今、何が必要か

区内には、2千600以上の地域活動団体があります。地域活動団体と区は、これまでも協力して、さまざまな事業やサービスの提供を行ってきました。

しかし、どちらかというと区の事業に地域活動団体が協力するという形態が多く、「自立したパートナー」としての関係には至っていませんでした。

活動拠点の設置

活動拠点とは
地域活動団体の事務所としての役割
地域活動団体の交流場所や情報発信の役割
を併せもつ施設

【設置する目的】

① 地域活動団体の基盤強化

↓
活動の充実

② 地域で生活する人々の交流の場

↓
地域生活上の課題の解決に向けた区民自身による取り組みを支援

【設置する目的】

- ① 地域活動団体の連絡先となる。
- ② 地域活動団体の資料などを置いておくことができる。
- ③ 地域活動団体相互の情報交換ができる。
- ④ 地域活動団体についての情報を提供することができます。
- ⑤ 地域活動に必要な人材や資金などの情報を提供することができます。
- ⑥ 利用目的に応じた利用日や利用時間の設定をすることができる。
- ⑦ 印刷機やコピー機を使用し、作業をすることができます。
- ⑧ インターネットを利用した情報検索・情報提供ができる。
- ⑨ 地域活動に参加する機会を提供することができます。
- ⑩ 地域活動に関する相談に対応することができます。

パートナーシップを確立するための具体策として、次の項目が必要です。

パートナーシップを確立するための具体策

行する（参画する）ことにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

また、職員一人ひとりも、意識や仕事の進め方を見直す必要があります。

（二）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（三）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（四）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（五）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（六）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（七）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（八）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（九）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（十）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（十一）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（十二）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（十三）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（十四）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（十五）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（十六）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（十七）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（十八）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（十九）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（二十）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（二十一）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（二十二）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（二十三）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（二十四）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（二十五）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（二十六）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（二十七）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（二十八）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（二十九）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（三十）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（三十一）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（三十二）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（三十三）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（三十四）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（三十五）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（三十六）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（三十七）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（三十八）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（三十九）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（四十）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（四十一）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（四十二）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（四十三）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（四十四）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（四十五）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（四十六）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（四十七）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（四十八）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（四十九）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（五十）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（五十一）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（五十二）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（五十三）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（五十四）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（五十五）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（五十六）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（五十七）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（五十八）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（五十九）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（六十）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（六十一）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（六十二）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（六十三）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（六十四）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（六十五）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（六十六）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（六十七）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（六十八）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（六十九）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（七十）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（七十一）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（七十二）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（七十三）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（七十四）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（七十五）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（七十六）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（七十七）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（七十八）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（七十九）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（八十）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（八十一）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（八十二）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（八十三）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（八十四）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（八十五）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（八十六）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（八十七）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（八十八）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（八十九）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（九十）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（九十一）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（九十二）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（九十三）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（九十四）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（九十五）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（九十六）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（九十七）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（九十八）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（九十九）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（一百）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

（一百一）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

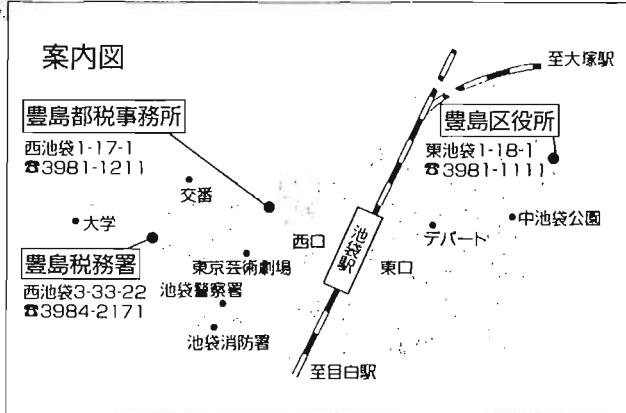
（一百二）参画することにより、区政の仕組みを変えていく必要があります。

豊島区役所 ☎3981-1111(代表) 〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1

6

税の申告は正しくお早めに

3月になると窓口が混雑します。
特に混み合う3月13~17日(15・16日は休み)を避けて
早めに申告を済ませましょう。



還付金を早く受け取るために、
早めに申告が必要です。
※申告の際にご確認ください
①振込先は、申告者(本人)名義
の口座に限ります。
②転居や結婚等で住所や氏名が
変わったときは、金融機関で変
更の手続をしてください。
③記載相違、記載漏れや書類(原
泉徴収票、医療費の領収書、そ
の他必要書類)の添付漏れがあ
る場合は、還付できない場合が
あります。

所得税
2月17日(月)～3月31日(月)
**個人事業者の
消費税、
地方消費税**
2月3日(月)～3月17日(月)

**申告書の
受付期間および
相談**

(1～3月は駐車場のご利用が
できません)

※各税の納税期限は受付期間最
終日です。税務署は土・日曜日
および祝日は休みですが、郵送
または税務署の時間外受取箱を
利用して申告書を提出できます。

申告書は
自分で書いて、
早めに提出しましょ

国税庁のホームページ「所得
税の確定申告書作成コーナー」
で作成した申告書を、そのまま
税務署に提出してください。
アドレス <http://www.nta.go.jp>

①2月3日(月)～14日(金) J.R.東
京駅日本橋口②20日(木)～26日(水)
新宿駅西口広場イベントコーナ
ー④いずれも午前9時～正午、祝
午後1～5時(土・日曜日、祝
日を除く)⑤還付申告書の受理
(提出書類は、各住所地(納稅
地)の税務署へ送付)、所得税の
申告書用紙等の配布、還付申告
書の書き方の助言(土地や建物
などの売却による譲渡所得のあ
る方を除く)



豊島税務署から

西池袋3の33の22 ☎3984-2171

納税には、安心で
便利な口座振替をご利用ください

手続は当署窓口、金融機関で
お尋ねください。「申告の手引
き」でも案内しています。

広域還付申告センターを
ご利用ください

法定調査、給与支払報告
書等の提出期限は、
1月31日(金)です

豊島区役所税務課から

東池袋1の18の1 ☎3981-1111

申告は3月17日(月)まで

主な法定調査
給与所得の源泉徴収票、報酬・
料金・契約金および賞金の支払
調査、退職所得の源泉徴収票、不
動産の使用料等の支払調査、不
動産等の譲受けの対価の支払調
査、不動産等の売買または貸付
けのあっせん手数料の支払調査

※法定調査には「署番号」「整理
番号」を明記のうえ、「給与所
得の源泉徴収票等の法定調査合
計表」を添付。

申告は3月17日(月)まで

申告が必要な方

①平成15年1月1日現在、区内
在住で14年中に収入があった方
※外国籍の方にも原則として住
民税が課税されます。

②住まいが豊島区なく、区内
に事務所・事業所・マンション
等の家屋を所有している方

※非課税証明書が必要な方

昨年、住民税の申告をした方
には2月中旬に送付します

申告書を送付します

申告の必要がない方

①税務署に所得税の確定申告書
を提出する方

②平成15年6月以降も給与から
住民税を差し引かれる予定の方
も申告してください。

收入がない場合や少ない場合で
収入がない場合や少ない場合で
も申告してください。

申告の必要とする方は、
所得状況を必要とする方は、
税務署に所得税の確定申告書
を提出する

申告は3月17日(月)まで

申告が必要な方

①平成15年1月1日現在、区内
在住で14年中に収入があった方
※外国籍の方にも原則として住
民税が課税されます。

②住まいが豊島区なく、区内
に事務所・事業所・マンション
等の家屋を所有している方

※非課税証明書が必要な方

昨年、住民税の申告をした方
には2月中旬に送付します

申告書を送付します

申告の必要がない方

①税務署に所得税の確定申告書
を提出する方

②平成15年6月以降も給与から
住民税を差し引かれる予定の方
も申告してください。

收入がない場合や少ない場合で
収入がない場合や少ない場合で
も申告してください。

申告の必要とする方は、
所得状況を必要とする方は、
税務署に所得税の確定申告書
を提出する

申告は3月17日(月)まで

申告が必要な方

①平成15年1月1日現在、区内
在住で14年中に収入があった方
※外国籍の方にも原則として住
民税が課税されます。

②住まいが豊島区なく、区内
に事務所・事業所・マンション
等の家屋を所有している方

※非課税証明書が必要な方

昨年、住民税の申告をした方
には2月中旬に送付します

申告書を送付します

申告の必要がない方

①税務署に所得税の確定申告書
を提出する方

②平成15年6月以降も給与から
住民税を差し引かれる予定の方
も申告してください。

收入がない場合や少ない場合で
収入がない場合や少ない場合で
も申告してください。

申告の必要とする方は、
所得状況を必要とする方は、
税務署に所得税の確定申告書
を提出する

申告は3月17日(月)まで

申告が必要な方

①平成15年1月1日現在、区内
在住で14年中に収入があった方
※外国籍の方にも原則として住
民税が課税されます。

②住まいが豊島区なく、区内
に事務所・事業所・マンション
等の家屋を所有している方

※非課税証明書が必要な方

昨年、住民税の申告をした方
には2月中旬に送付します

申告書を送付します

申告の必要がない方

①税務署に所得税の確定申告書
を提出する方

②平成15年6月以降も給与から
住民税を差し引かれる予定の方
も申告してください。

收入がない場合や少ない場合で
収入がない場合や少ない場合で
も申告してください。

申告の必要とする方は、
所得状況を必要とする方は、
税務署に所得税の確定申告書
を提出する

申告は3月17日(月)まで

申告が必要な方

①平成15年1月1日現在、区内
在住で14年中に収入があった方
※外国籍の方にも原則として住
民税が課税されます。

②住まいが豊島区なく、区内
に事務所・事業所・マンション
等の家屋を所有している方

※非課税証明書が必要な方

昨年、住民税の申告をした方
には2月中旬に送付します

申告書を送付します

申告の必要がない方

①税務署に所得税の確定申告書
を提出する方

②平成15年6月以降も給与から
住民税を差し引かれる予定の方
も申告してください。

收入がない場合や少ない場合で
収入がない場合や少ない場合で
も申告してください。

申告の必要とする方は、
所得状況を必要とする方は、
税務署に所得税の確定申告書
を提出する

申告は3月17日(月)まで

申告が必要な方

①平成15年1月1日現在、区内
在住で14年中に収入があった方
※外国籍の方にも原則として住
民税が課税されます。

②住まいが豊島区なく、区内
に事務所・事業所・マンション
等の家屋を所有している方

※非課税証明書が必要な方

昨年、住民税の申告をした方
には2月中旬に送付します

申告書を送付します

申告の必要がない方

①税務署に所得税の確定申告書
を提出する方

②平成15年6月以降も給与から
住民税を差し引かれる予定の方
も申告してください。

收入がない場合や少ない場合で
収入がない場合や少ない場合で
も申告してください。

申告の必要とする方は、
所得状況を必要とする方は、
税務署に所得税の確定申告書
を提出する

申告は3月17日(月)まで

申告が必要な方

①平成15年1月1日現在、区内
在住で14年中に収入があった方
※外国籍の方にも原則として住
民税が課税されます。

②住まいが豊島区なく、区内
に事務所・事業所・マンション
等の家屋を所有している方

※非課税証明書が必要な方

昨年、住民税の申告をした方
には2月中旬に送付します

申告書を送付します

申告の必要がない方

①税務署に所得税の確定申告書
を提出する方

②平成15年6月以降も給与から
住民税を差し引かれる予定の方
も申告してください。

收入がない場合や少ない場合で
収入がない場合や少ない場合で
も申告してください。

申告の必要とする方は、
所得状況を必要とする方は、
税務署に所得税の確定申告書
を提出する

申告は3月17日(月)まで

申告が必要な方

①平成15年1月1日現在、区内
在住で14年中に収入があった方
※外国籍の方にも原則として住
民税が課税されます。

②住まいが豊島区なく、区内
に事務所・事業所・マンション
等の家屋を所有している方

※非課税証明書が必要な方

昨年、住民税の申告をした方
には2月中旬に送付します

申告書を送付します

申告の必要がない方

①税務署に所得税の確定申告書
を提出する方

②平成15年6月以降も給与から
住民税を差し引かれる予定の方
も申告してください。

收入がない場合や少ない場合で
収入がない場合や少ない場合で
も申告してください。

申告の必要とする方は、
所得状況を必要とする方は、
税務署に所得税の確定申告書
を提出する

申告は3月17日(月)まで

申告が必要な方

①平成15年1月1日現在、区内
在住で14年中に収入があった方
※外国籍の方にも原則として住
民税が課税されます。

②住まいが豊島区なく、区内
に事務所・事業所・マンション
等の家屋を所有している方

</div

健康

費用の記載がない事業は無料です

HEALTH

精神保健福祉セミナー

- ①1月29日(木)「地域生活支援の背景と現状」②2月5日(木)「豊島区の社会資源」③2月12日(木)「障害者福祉制度～成年後見制度・生活保護を中心としたこと」④2月19日(木)「地域生活支援で大切なこと」⑤2月26日(木)シンポジウム「地域生活支援とホームヘルプ事業」

午後6時から(②③は午後1時30分から)エポック10◇講師…精神科医師ほか
△当日直接会場へ※講座のみの参加可。
△詳細…池袋保健所健康推進課☎3987-4174、長崎健康相談所☎3957-1191

お母さんのための小児ぜん息教室

2月6日(木)午前10時～正午 池袋保健所△ぜん息児の心理を理解して、適切な助言で元気になります。△講師…昭和大学小児科医／岩崎くみ子氏△申込み
△詳細…公害保健係☎3987-4220

DV(ダメティックバイオレンス)講演会

2月7日(金)午後2～4時 エポック10◇講師…遠藤喜久子氏△問題相談室室長／遠藤優子氏△当日直接会場へ△詳細…池袋保健所健康推進課☎3987-4174

講演会「痴ほう予防の考え方とその方法」

2月17日(月)午後2時30分～4時30分 長崎健康相談所△講師…東京都老人総合研究所研究員／矢富直美氏△80名△申込み
△詳細…当相談所へ※先着順☎3957-1191

こころの病のある方へ

こころの病のある方が、医療を継続しながら障害を克服して地域で生活を営むためには、それを支える様々な支援の場が必要です。区内では、公的・私的な支援の場で、様々な活動が行われています。
△詳細…直接各施設へ

共同作業所(社会適応等通所訓練施設)

施設名	所在地
染井クリエイト	駒込7-16-19 ☎5394-6533
ハートランドひだまり	北大塚3-28-10 ☎3949-1921
共同作業所オーラ	西池袋2-39-8 ☎5992-8287
フレンドシップ	目白4-13-3 ☎3952-3933

グリーンベベ	目白4-13-11 ☎5982-6381
メンタルワークセンター ドンマイ	南長崎6-34-7 風の樹ビル4階 ☎3950-5518
あおぞら作業所	長崎3-6-18 ☎3972-8380
オフィスあおぞら	長崎3-15-5 ☎3959-4508
こののはの家	長崎4-20-8 ☎3972-8368
ゆうかりハウス	千早3-38-6 ☎3554-8284
サンハウス	千川2-37-6 ☎3972-2375

通所授産施設(就労訓練通所施設)

マイファームみのり	北大塚3-34-7 ☎3915-9051
-----------	-------------------------

地域生活支援センター

地域生活支援センター こかけ	北大塚3-34-7 ☎3949-1990
----------------	-------------------------

保健所

池袋保健所	東池袋1-20-9 ☎3987-4174
-------	-------------------------

長崎健康相談所	長崎3-6-24 ☎3957-1191
---------	------------------------

2月は「ねずみ駆除強化月間」です

近隣の方と協力しあい、ねずみの防除に努めましょう。

△防除の注意点…

- ねずみの餌をなくす。
- ねずみの侵入口をふさぐ。
- 巣の材料や住みかを与えない。

①アンケート調査にご協力ください

池袋保健所窓口で調査を行います。

△2月3～28日 午前10時～午後4時△ご協力いただいた方(世帯)へ粘着板(2枚まで)を差し上げます。代理不可。

②ねずみ駆除出張相談を行ないます

2月5日(木)駒込区民集会室(駒込4-12-3)、13日(木)千早社会教育会館、19日(木)東池袋第4区民集会室(東池袋4-32-15) いずれも午前10時～午後3時△1世帯30分程度。予約要。

③ねずみ・ダニ等駆除講習会

2月7日(金)長崎健康相談所、25日(火)池袋保健所 午後1時30分～3時△申込み・詳細…池袋保健所生活衛生課へ☎3987-4176

2月 保健所カレンダー

予約制等の事業は随時受け付けていますため、定員に達していることがありますのでご了承ください。

事業名	池袋保健所 ☎3987-4172～4	長崎健康相談所 ☎3957-1191
乳児健康診査(4か月児)	4・18日(火) 午後1～2時	4・25日(火) 午後1時30分～2時30分
ツベルクリン反応検査(4歳未満児)		
結核予防接種(BCG)(4歳未満児)	6・20日(木) 午後1～2時	6・27日(木) 午後1時30分～2時30分
1歳6か月児健康診査	7・14日(金) 午前9～10時	27日(木) 午前9～10時
3歳児健康診査	25日(火) 午後1～2時	20日(木) 午後1～2時
療育相談(予約制)	28日(金) 午前10～11時	
歯科衛生相談(4歳未満児)	6・13・20・27日(木) 午前9時～10時30分	4・18・25日(火) 午前9時～10時30分
母親学級(予約制)	7・14・21・28日(金) 午後1時～3時30分	
父親学級(両親学級)(予約制)		22日(土) 午後1時～3時30分
小児ぜん息相談	25日(火) 午前10時～11時30分	△問い合わせ…公害保健係☎3987-4220
企業健診(予約制・有料)	5日(火) 午前9時～10時30分	3日(月) 午前9時～10時30分
住民健診(予約制)	5・19日(火) 午後1時～2時30分	24日(月) 午前9時30分～10時30分
生活習慣(成人)病相談	12・26日(火) 午後1時～2時30分	3日(月) 午後1時30分～2時30分 5日(火) 午後1時30分～2時30分 24日(月) 午前9時30分～10時30分
栄養相談(予約制)	12・26日(火) 午後1時30分～3時	
成人歯科相談		24日(月) 午前9時30分～10時30分
機能訓練「星にねがいを」		21日(金) 午後1～3時
胃がん検診(予約制)		6・13・20日(木) 午前9時～10時30分
エイズ相談		午前9時～正午、午後1～5時
〈巣鴨分庁舎〉 健康相談と健康教室	毎週水曜日 午前9時30分～11時30分(健康相談・子育て相談) 午後1時30分～3時30分(ニコニコ体操教室) 毎週木曜日 午後1時30分～3時30分(高齢者・障害者の機能訓練)	
デイケア(要事前相談)		毎週月・水・金曜日
嗜癖ミニーティング(予約制)	13日(火) 午後1時30分～3時	
高齢者こころの相談(予約制)		4日(火) 午後1時30分～3時
精神保健福祉相談(予約制)		14日(金) 午後2～4時
嗜癖の家族相談(予約制)	3日(月)・25日(火) 午前9時30分～11時	
その他	飼い犬のしつけと健康相談	〈池袋保健所〉 24日(月) 午後1～3時 △問い合わせ…生活衛生課☎3987-4175

母子健康相談

次の保健福祉部巣鴨分庁舎、長崎健康相談所および各児童館(館名のみ)で実施しています。

4日(火) 池袋本町・南大塚、5日(火) 川越・巣鴨分庁舎、

17日(木) 西池袋、18日(火) 高田、21日(金) 上池袋第一、25日(火) 駒込

各会場とも午前10時～10時30分

28日(火) 池袋保健所 午後1時15分～2時15分

△詳細…池袋保健所☎3987-4174

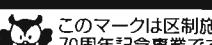
5日(火) 長崎第一 午前10時～10時30分、20日(木) 高松 午前10時～10時30分

24日(木) 長崎健康相談所 午後1時30分～2時30分、26日(土) 要町第一 午前10時～10時30分

△詳細…長崎健康相談所☎3957-1191

イベント情報

費用の記載がない事業は無料です



自然観察会

2月8日(土) 午前9時30分～正午 井の頭自然文化園(中央線吉祥寺駅徒歩10分)△野鳥・植物の観察△講師…同園職員△区内在住、在勤の方△35名△交通費は自己負担△筆記用具、双眼鏡等持参△主催…東京都井の頭自然文化園・豊島区△申込み・詳細…2月3日までに環境管理係へ☎3981-2690



新春講演と映画のつどい

2月3日(月) 午後4～6時 エポック10◇講演「斎藤百合の生涯」、映画「鏡のない家に光あふれ(斎藤百合の生涯)」

△講師…日本点字図書館会長／本間一夫氏△100名※保育あり(2～4歳、要予約)

△申込み・詳細…中央図書館管理係へ☎3983-7861

サンシャインプラネタリウムへ
親子を招待します

3月8・15日(土) 午前10時から△区内在住、在学の小学生と保護者△各日120組240名△申込み…往復はがき(はがき記入例参照)△小学校名、学年、保護者名、希望日も記入△で、2月15日(必着)までに、「生涯学習課社会教育係」(あて先上部欄外参照)へ△応募者多数の場合は抽選。

△詳細…当係☎3981-1189

生活情報メールマガジンの
読者を募集します

定期的に講座、イベント等の情報を配信します。

△申込み…住所、氏名、Eメールアドレス、「メールマガジン希望」と記入し、Eメールshosei@t.toshima.ne.jpへ

△詳細…消費生活センター☎5992-7015

講演・講習

家庭教育講座 椎名町小学校 PTA

2月5日(木) 午後4時～5時30分 当校和室△「能との出会い」△講師…観世流能楽師／遠藤喜久氏・鈴木敬吾氏※保育あり(2歳以上の未就学児、要予約)

△申込み・問い合わせ…1月31日までに当校PTA 前田へ☎3950-3588

△詳細…社会教育係☎3981-1189

江戸川乱歩展

1月29日(木)～2月9日(木) 西武ギャラリー(池袋西武イルムス館2階)△500円△中学生以下無料△主催…同実

豊島区役所 ☎3981-1111(代表) 〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1

イベント情報

EVENTS

郷土資料館 歴史講座「学徒勤労動員」

- ①2月8日(土) 「学徒勤労動員はなぜ、どのように行われたか」 ◇講師…都立松が谷高校教諭／齊藤 勉氏（「東京都学徒勤労動員の研究」著者）
 ②2月15日(土) 「戦時下の十五歳～勤労動員の体験から」 ◇講師…立教中学元教諭／伊藤俊太郎氏（「十五歳の日記 空襲と勤労動員の記録」著者）
 ③2月22日(土) 関連映像資料を使っての解説 ◇当館学芸員

①～③とも午後2～4時 勤労福祉会館 ◇40名 ◇申込み・詳細…当館へ※先着順。全回参加できる方優先 ☎3980-2351

消費者学校

「どうなっている日本人の食事情」
 ①2月19日(火) 「遺伝子組み換え稻がやってくる」

②27日(木) 「BSE(狂牛病)はこれからどうなるのか」

③3月6日(木) 「輸入野菜の安全性」

各日午前10時～正午 生活産業プラザ多目的ホール ◇講師…ジャーナリスト／天笠啓祐氏 ◇30名 ※保育あり（1歳半以上。要予約） ◇申込み・詳細…消費生活センターへ※ファクス可。全回参加できる方優先 ☎5992-7015, ☎5992-7024

南大塚社会教育会館 「コサージュ作り」
 ①2月22日(土) 午前10時～正午 ②25日(火)

午後6時30分～8時30分 ◇講師…フラワーコーディネーター／桃井久子氏 ◇区内在住、在勤の方 ◇2,500円 ◇各日15名 ◇22日は保育あり ◇申込み・往復はがき（はがき記入例参照）。希望日も記入。保育希望は子どもの名前と年齢も記入）で

2月5日（必着）までに「〒170-0005 南大塚2-36-1 南大塚社会教育会館」へ。
 ◇詳細…当館 ☎3946-4301

小・中学校公開講座

「パ」から始めるパソコン初級講座
 2月17日(月)・19日(水) 午後5時30分～7時30分 さくら小学校 ◇マウスでお絵かき。インターネット体験 ◇講師…当校教諭 ◇区内在住、在勤の方 ◇15名 ◇申込み・往復はがき（はがき記入例参照）で、

1月31日（必着）までに「生涯学習課学校開放係」（あて先上部欄外参照）へ※応募者多数の場合は抽選。
 ◇詳細…当館 ☎3981-1335

青年館 パソコン教室（第2回）
 ①4日間午前コース 3月4日(火)～7日(金) 午前9時～正午

②4日間午後コース 3月4日(火)～7日(金) 午後1～4時

「こちら豊島区役所です！」

としまテレビ(CATV 5チャンネル)で放送中

毎日4回（午前7時30分・正午・午後7時30分・11時）各30分放送

2月の主な番組

「としまホット」／「洋画家 森田茂作品展」（2月前半放送）
 「特別番組」／「みんなで歌い継ぐ、区民の歌発表会」（2月前半放送）
 「としまの文化財」／赤門で有名な「金剛院」
 ◇詳細…映像広報担当係 ☎3981-4170

人口と世帯

人口総数	住民基本台帳による人口	外国人登録人口	世帯数(住民基本台帳)
253,461 (-313)	237,097 (-210)	16,364 (-103)	132,861 (-148)
男 127,445			
女 126,016			

平成15年1月1日現在 ※()は前月比

③4日間夜間コース 3月4日(火)～7日(金) 午後6～9時

④2日間コース 3月8日(土)・9日(日) 午前9時～午後4時

◇ワード（文書作成）、エクセル（表計算）の基本 ◇区内在住、在勤で18歳以上の方 ◇各20名 ◇1,800円（テキスト代別途600円） ◇申込み…往復はがき（はがき記入例参照）で、2月6日（必着）までに「〒170-0013 東池袋1-39-2 高齢者福祉課いきがい係」へ。

◇詳細…当係 ☎3981-1734

長崎ことぶきの家 新春の集い

1月30日(木) 午前10時～午後3時30分 ◇舞台発表※60歳未満の方もどうぞ。

◇詳細…当館 ☎3554-4411

池袋ことぶきの家 歌曲を楽しむ会

2月13日(木) 午後2時～3時20分 ◇シ

ューベルト歌曲と日本歌曲の調べ ◇バリ

トン独唱／池田信博氏（昭和音楽大学講師） ◇当日直接会場へ※60歳未満の方も

どうぞ。

◇詳細…当館 ☎3982-9658

西巣鶴ことぶきの家 健康教室

2月14日(金) 午後1時30分～3時 ◇ね

すみ防除。

◇詳細…当館 ☎3918-4197

ス ポ ー ツ

総合体育場 少年野球教室

2月11日(火) 午前9時から※雨天の場合は大塚台小学校体育館 ◇区内在住、在学の小学生 ◇指導…元プロ野球選手、豊島区少年野球連盟 ◇申込み・詳細…2月5日までに当施設へ ☎3971-0094

小・中学校公開講座

「心と体いきいきスポーツ入門」

2月14・21日(金) 午後7～9時 時習小学校体育館 ◇講師…当校教諭（日本体育施設協会公認トレーニング指導士） ◇区内在住、在勤の方 ◇申込み…往復はがき（はがき記入例参照）で、2月6日（必着）までに「生涯学習課学校開放係」（あて先上部欄外参照）へ。

◇詳細…当係 ☎3981-1335

第3回区民スキースクール

3月6日(木)夜発～9日(日) 志賀高原 ◇講習、級別テスト ◇区内在住、在勤の方 ◇39,500円 ◇80名 ◇主催…豊島区スキー協会、後援／教育委員会 ◇申込み…往復はがき（はがき記入例参照）で、2月7日（消印有効）までに「〒111-0022 台東区清川1-5-1 伊藤」へ※応募者多数の場合は抽選。

◇詳細…当協会 伊藤 ☎3874-8061、スポーツ振興係 ☎3981-1334

け や き 60歳以上の区民の方へ

シニアパソコン初心者入門講習会

2月5日～3月26日 水曜日 午前10時～正午 池袋本町ほほえみクラブ（障害就労支援センター内） ◇ワードの習得

◇指導…シニア情報生活アドバイザー ◇10名 ◇申込み…往復はがき（はがき記入例参照）で、1月30日（必着）までに「〒

170-0013 東池袋1-39-2 高齢者福祉課いきがい係」へ。

◇詳細…当係 ☎3981-1734

長崎ことぶきの家 新春の集い

1月30日(木) 午前10時～午後3時30分 ◇舞台発表※60歳未満の方もどうぞ。

◇詳細…当館 ☎3554-4411

池袋ことぶきの家 歌曲を楽しむ会

2月13日(木) 午後2時～3時20分 ◇シ

ューベルト歌曲と日本歌曲の調べ ◇バリ

トン独唱／池田信博氏（昭和音楽大学講師） ◇当日直接会場へ※60歳未満の方も

どうぞ。

◇詳細…当館 ☎3982-9658

西巣鶴ことぶきの家 健康教室

2月14日(金) 午後1時30分～3時 ◇ね

すみ防除。

◇詳細…当館 ☎3918-4197

コミュニティ振興公社

◆申込み・詳細…としまコミュニティケットセンターへ ☎3590-5321 (土・日曜日・祝日を除く)

東京フィルハーモニー交響楽団演奏会～チャイコフスキー&ドヴォルザーク

3月6日(木) 午後7時開演 東京芸術劇場大ホール ◇曲目…ヴァイオリン協奏曲 二長調 OP35ほか ◇ヴァイオリン／川畠成道、指揮／下野竜也 ◇S席3,500円、A席3,000円、B席2,500円、C席2,000円 全席指定※未就学児の入場不可。チケットぴあでも販売。

◆申込み…2月12日までに、履歴書（写真貼付）を「教育委員会指導室」（あて先上部欄外参照）へ郵送または持参。

◇詳細…高齢者福祉課管理係 ☎3981-1680

区立中学校小人数指導講師（非常勤）

◇平成15年4月1日現在、50歳未満で中学校教員免許がある方 ◇教科／国語、数学、社会、理科、英語 ◇年間165日、1日5時間程度（夏休み、冬休みは除く） ◇時給2,000円程度 ◇4月1日以降採用 ◇20名程度 ◇選考…書類および論文・面接

◆申込み…2月12日までに、履歴書（写真貼付）を「教育委員会指導室」（あて先上部欄外参照）へ郵送または持参。

◇詳細…指導室 ☎3981-1146

小・中学校開放管理員（臨時職員）

◇平成15年4月1日現在、18歳以上67歳までの健康な方 ◇施設管理・利用者への対応および開放事務等 ◇木曜日／午後2時45分～10時30分、土曜日／午前7時45分～午後1時45分、日曜日／午前7時45分～午後10時15分 ※勤務校により隔日勤務等あり ◇雇用開始から6か月間 ◇時給980円 ◇若干名 ◇申込み…2月7日までに履歴書を学校開放係へ直接持参 ※後日、面接。

◇詳細…当係 ☎3981-1335

証（写し）を添えて、中央保健福祉センタへ直接持参。

◇詳細…当センター ☎3981-1963

高松在宅介護支援センター嘱託員（非常勤）

◇平成15年4月1日現在、60歳以下で介護支援専門員（ケアマネージャー）の資格のある方 ◇介護に関する高齢者への助言・ケアプラン作成など ◇月16日勤務（午前8時30分～午後5時15分） ◇月額（予定）208,300円（社会保険料、交通費含む） ◇4月1日採用予定。任期1年

（更新可） ◇1名 ◇申込み…2月10日までに①履歴書（履歴事項欄のあるものに写真貼付）②作文（テーマ／要介護高齢者と接するうえで特に配慮すべきこと※A4判原稿用紙600～800字）

③介護支援専門員登録証の写しを「高齢者福祉課管理係」（あて先上部欄外参照）へ郵送 ※提出書類は返却不可。書類審査の結果は2月21日までに通知。2月下旬に面接。

◇詳細…当係 ☎3981-1680

ことぶきの家自主運営指導員（有償ボランティア）

◇平成15年4月1日現在、区内在住の40～60歳で各ことぶきの家周辺の方 ◇従事施設／南大塚・西池袋・池袋・南長崎第二・要町の各ことぶきの家 ◇月12日程度（土・日曜日もあり）。午前8時30分～午後5時15分 ◇謝礼あり ◇4月1日採用。

任期1年（更新可） ◇申込み…2月7日までに①履歴書（写真貼付）②作文（テーマ／高齢者のための身近な施設としての「ことぶきの家」でどのようなことを実践したいと考えていますか※400字詰め原稿用紙600～800字）を従事希望のことぶきの家へ持参。

◇詳細…高齢者福祉課管理係 ☎3981-1680

区立中学校小人数指導講師（非常勤）

◇平成15年4月1日現在、50歳未満で中学校教員免許がある方 ◇教科／国語、数学、社会、理科、英語 ◇年間165日、1日5時間程度（夏休み、冬休みは除く） ◇時給2,000円程度 ◇4月1日以降採用 ◇20名程度 ◇選考…書類および論文・面接

◆申込み…2月12日までに、履歴書（写真貼付）を「教育委員会指導室」（あて先上部欄外参照）へ郵送または持参。

◇詳細…指導室 ☎3981-1146

小・中学校開放管理員（臨時職員）

◇平成15年4月1日現在、18歳以上67歳までの健康な方 ◇施設管理・利用者への対応および開放事務等 ◇木曜日／午後2時45分～10時30分、土曜日／午前7時45分～午後1時45分、日曜日／午